

山中湖村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 令和5年1月1日	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 4年度の人件費率
4 年 度	人 5,811	千円 4,944,782	千円 411,480	千円 855,585	% 17.3	% 16.1

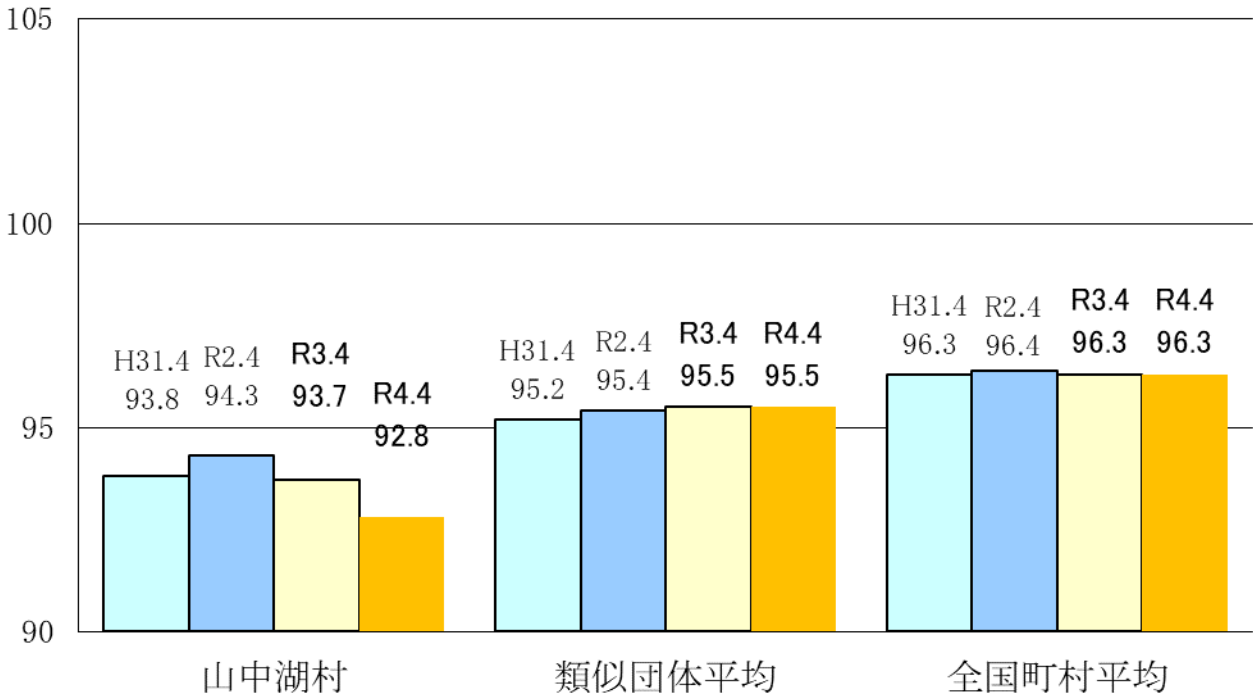
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
4 年 度	人 80	千円 292,797	千円 42,983	千円 114,749	千円 450,529

(参考) 一人当たり給与費 B / A	(参考) Ⅱ - 2 平均一人当たり給与費
千円 5,631	千円 5,488

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与改定の状況

※人事委員会未設置のため記載なし

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
○年度	円	円	円 ()	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
○年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

〔 実施 未実施 〕

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)

②その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（５年４月１日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
山中湖村	40.7歳	295,950円	384,810円	324,464円
山梨県	42.9歳	328,475円	415,326円	364,486円
国	42.7歳	323,711円	—	405,049円
類似団体	41.7歳	299,599円	348,460円	325,472円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A／B	
山中湖村	54.2 歳	1 人	293,900 円	329,000 円	301,787 円	—	—	—	—	
	うち学校給食	54.2 歳	1 人	293,900 円	329,900 円	329,250 円	調理士	46.8 歳	260,300 円	1.27
	手									
山梨県	54.6 歳	78 人	348,336 円	390,805	370,064	—	—	—	—	
国	51.1 歳	2,114 人	286,570 円	—	328,416 円	—	—	—	—	
類似団体	50.2 歳	3 人	275,864 円	304,783 円	287,390 円	—	—	—	—	

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
山中湖村	4,702,400円	—	—
うち学校給食	5,278,400円	3,472,600円	

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成31～令和3年の3ヶ年平均)。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

③ 看護保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
山中湖村	43.5歳	306,200円	341,384円	324,751円
山梨県	41.5歳	352,324円	459,150円	376,672円
国	47.7歳	319,817円	—	358,479円
類似団体	42.5歳	293,871円	347,901円	308,225円

(注) 1 「平均給料月額」とは、3年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均で

ある。

- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

（2）職員の初任給の状況（５年４月１日現在）

区 分		山中湖村	山梨県	国
一般行政職	大 学 卒	182,200円	190,115円	182,200円
	高 校 卒	150,600円	156,061円	150,600円
技能労務職	高 校 卒	146,000円	158,580円	—
	中 学 卒	138,000円	140,949円	—
教 育 職	大 学 卒	円	円	—
	高 校 卒	円	円	—
〇 〇 職	大 学 卒	円	円	—
	高 校 卒	円	円	—

（3）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（５年４月１日現在）

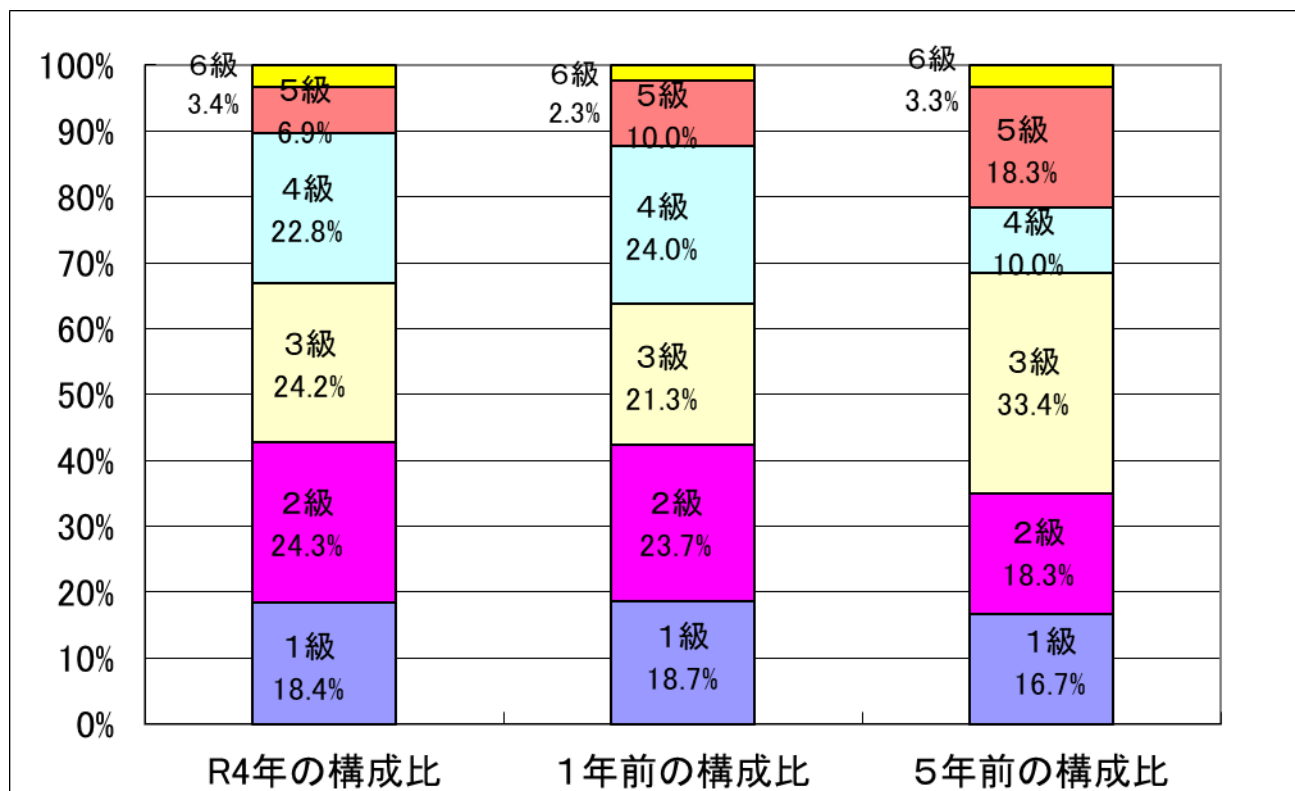
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	239,500円	318,300円	351,450円	389,200円
	高 校 卒	218,200円	289,000円	円	365,200円
技能労務職	高 校 卒	円	円	円	円
	中 学 卒	円	円	円	円
教 育 職	大 学 卒	円	円	円	円
	高 校 卒	円	円	円	円
看護保健職	大 学 卒	246,800円	274,200円	319,100円	358,200円
	高 校 卒	円	円	円	円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（５年４月１日現在）

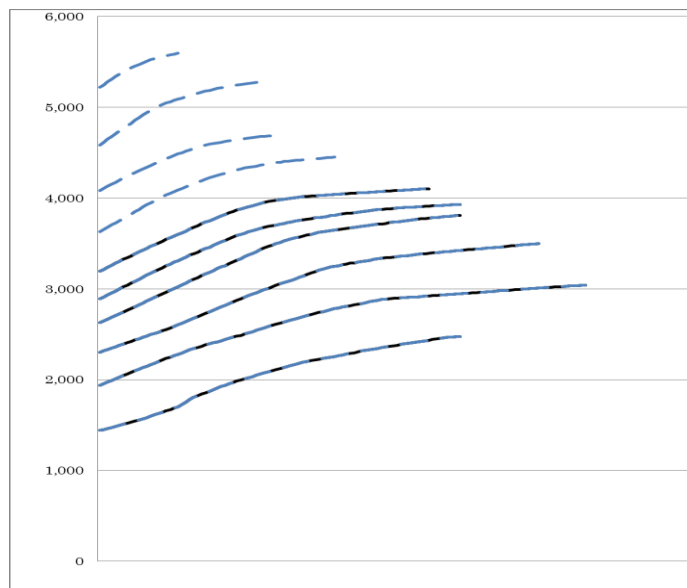
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
6 級	参事課長	人 3	% 3.7	円 319,200	円 410,200
5 級	課長	人 6	% 7.5	円 288,900	円 393,000
4 級	課長補佐 主幹	人 21	% 26.2	円 263,000	円 381,000
3 級	主査	人 17	% 21.2	円 230,000	円 350,000
2 級	主任	人 19	% 23.8	円 194,000	円 304,200
1 級	主事	人 14	% 17.6	円 144,100	円 247,600

- (注) 1 山中湖村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（５年４月１日現在）



級別人員構

成比

	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級	１０級
団体	16.4%	21.3%	24.6%	19.7%	13.1%	4.9%				

(2) 昇給への人事評価の活用状況（山中湖村）

令和４年４月２日から令和５年４月１日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ． 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	○
上位、標準の区分			○		

標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ．人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

山中湖村	山梨県	国
1人当たり平均支給額（4年度） 1,294千円	1人当たり平均支給額（4年度） 1,620千円	—
（3年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.40月分 1.90月分 （1.35）月分 （0.90）月分	（4年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.40月分 1.90月分 （1.35）月分 （0.90）月分	（4年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.55月分 1.90月分 （1.45）月分 （0.90）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（山中湖村）

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している			○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率		○		○
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ．人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（5年4月1日現在）

山中湖村	国
支給率）自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分	（支給率）自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分

勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%) 1人当たり平均支給額 19,315千円	勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)
--	---

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、○年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（5年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）		183 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（○年度決算）		円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
甲府市	100 %	1 人	%
	%	人	%
	%	人	%

(4) 特殊勤務手当（5年4月1日現在） 支給実績なし

支給実績（○年度決算）	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（○年度決算）	円
職員全体に占める手当支給職員の割合（○年度）	%
手当の種類（手当数）	

(5) 時間外勤務手当

支給実績（4年度決算）	11,334千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	142千円
支給実績（4年度決算）	14,092千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	122千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（ 年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（5年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（3年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）
扶養手当	扶養親族として認定された配偶者、22歳未満の子、60歳以上の父母に支給 ① 配偶者 10000 ② 子 10000	同		6,220千円	147,000円

	③ 父母等6500 ④ 16歳以上22歳年度末までの子5000加算				
住居手当	住宅等を借受け12000円以上の家賃を支払っている職員に支給（家賃－23000）/2＋11000上限27000円	同		3,680千円	171,700円
通勤手当	交通機関利用の場合運賃相当額を限度内で支給、自動車の場合2km以上で支給	同		4,746千円	76,800円
管理職手当	管理又は管理の地位にある職員に支給	同		10,310千円	491,000円
寒冷地手当	11月から3月までの各月の初日に在勤する職員に区分に応じて支給 世帯主扶養あり17800円 世帯主扶養なし10200円 その他の職員 7360円	同		4,575千円	44,750円
児童手当	中学生以下の児童を扶養している職員に対し6.10.2月に年齢に応じ支給	同		2,545千円	169,666円

5 特別職の報酬等の状況（5年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	560,000円 ()	(参考) 類似団体における最高／最低額 850,000円／505,800円
	副 市 町 村 長	490,000円 ()	710,000円／473,100円
報 酬	議 長	205,000 円 ()	360,000円／205,000円
	副 議 長	175,000 円 ()	300,000円／175,000円
	議 員	155,000 円 ()	280,000円／155,000円
期 末 手 当	市 区 町 村 長	(3年度支給割合) 3.1月分	
	副 市 町 村 長	(3年度支給割合) 3.35月分	
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)	
	副 市 町 村 長	560,000×在職年数×0.42 11,289,600円 任期ごと	
		490,000×在職年数×0.25 5,880,000円 任期ごと	
備 考			

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

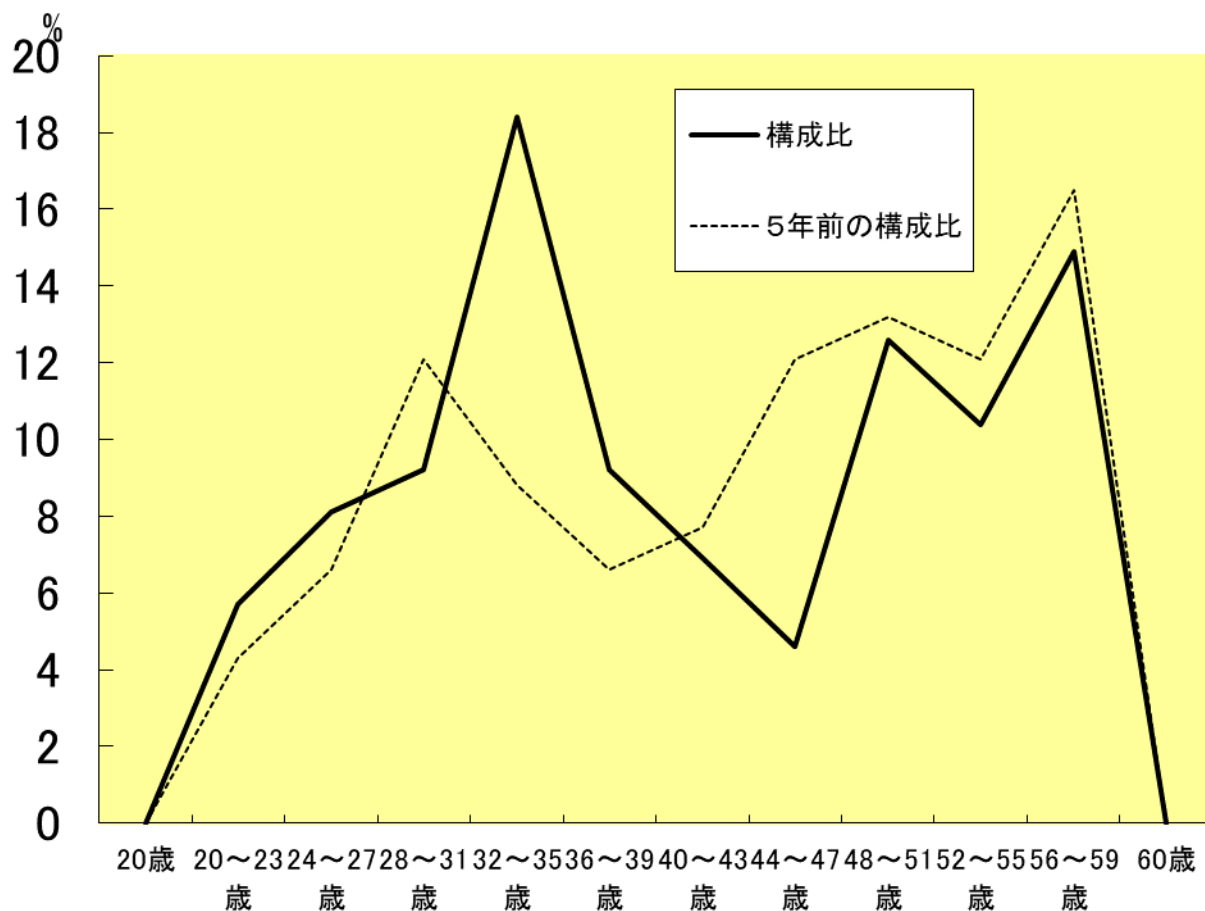
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和4年	令和5年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	1		後 期 高 齢 者 派 遣 職 員 等
		総 務	19	19	2	
		税 務	4	4		
		農 水	5	5	1	オ リ ン ピ ッ ク 推 進 室 閉 鎖 の た め
		商 工	6	6	△ 3	
		土 木	5	5		
		民 生	21	21	△ 2	衛 生 増 の た め
	衛 生	10	10	2	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 等 体 制 整 備	
	計	71	71	0	< 参 考 > 人 口 1 万 人 当 た り 職 員 数 112.81 人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 人 当 た り の 職 員 数 114.77 人)	
	教 育 部 門	9	9			
	消 防 部 門					
	小 計	80	80	2	< 参 考 > 人 口 1 万 人 当 た り 職 員 数 134.6 人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 人 当 た り の 職 員 数 136.25 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道	1	1			
	下 水	1	1			
	国 保	2	2			
	介 護	2	2			
	介 護 予 防	1	1			
	小 計	7	7			
合 計		87	87	1	< 参 考 > 人 口 1 万 人 当 た り 職 員 数 147.8 人	
		[107]	[107]	[]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（5年4月1日現在）



区 分	20歳 未 満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以 上	計
職員数	人	人 5	人 7	人 8	人 16	人 8	人 6	人 4	人 11	人 9	人 13	人	人 87

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部 門 別 \ 年 度	30 年	31 年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	69	68	69	71	71	71	
教育	10	10	9	9	9	9	
消防	0	0	0	0	0	0	(%)
普通会計計	79	78	78	80	80	80	(%)
公営企業等会計計	8	8	8	7	7	7	(%)
総合計	87	86	86	87	87	87	

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。